

副 予定建築物等以外の建築物の建築又は特定工作物の新設許可通知書

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の **（建築物）** の **（特定工作物）**

（新築）
（改築）
（用途の変更）
（新設）

の許可をしたので通知します。ただし、下記の条件をつけます。

年 月 日
二 第 号

市 郡 丁目 町

様

福井市長 (印)

開発許可年月日及び番号	年 月 日 ・ イ - - 第 号		
工事完了公告年月日	年 月 日		
開発許可を受けた際の予定建築物の用途			
予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新設の概要	所在・地番		
	地 目	面 積	
	用 途		
その他必要な事項			
許 可 条 件 (裏面に記載)			

- 備考 1. 印のある欄は記載しないこと。
 2. この通知書は大切に保管してください。
 3. この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都市計画法第50条第1項の規定により福井市開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、60日以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。）。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する判決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。）提起しなければなりません。（なお、6月以内であっても、この判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。